

公益財団法人動物臨床医学研究所 公的研究費に関する不正防止計画

公益財団法人動物臨床医学研究所（以下「本研究所」という。）は、国民の税金が原資となっている公的研究費の公正・適正な使用、管理を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し実行する。

なお、本防止計画は、従前の「公益財団法人動物臨床医学研究所 公的研究費に関わる職員の職務分掌規定（平成 22 年 5 月 29 日制定、平成 28 年 6 月 10 日改定）」の記述内容の具体化・明確化を図ったものである。

1. 管理運営体制の整備

(1) 責任体制の明確化と本研究所内外への周知

本研究所理事長を最高管理責任者、本研究所所長を統括管理責任者、本研究所事務部長をコンプライアンス推進責任者とし、併せてコンプライアンス推進副責任者を置くことにより、本研究所の公的研究費の管理・運営に関する責任体系を明確にし、これら責任体制をホームページ等で公表する。

(2) 公的資金相談窓口

公的資金に関する応募・交付申請に関わる手続き、関係規則の周知徹底及び統一的な運用を図るため、相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。また、相談窓口について周知を図る。

(3) 内部監査体制の強化

監査チームは、「公益財団法人動物臨床医学研究所内部監査基準（平成 22 年 6 月 27 日制定）」に基づき、不正防止計画推進部署と連携して本研究所全体の視点からモニタリング及び内部監査を実施するとともに、体制の不備の検証を行う。

また、監査チームは、不正発生要因や監査の重点項目について監事及び会計監査人と情報交換を行い、効率的、効果的な内部監査を実施する。

2. コンプライアンスの徹底

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費に関わる不正を防止し、適正な管理を促進するため、本研究所職員の意

識向上を目的として、教育・研修を実施するものとする。

不正防止計画推進部署は、研究者等に説明会、ホームページ等を通じ公益財団法人動物臨床医学研究所行動規範及び関係規則の周知徹底を図る。教育・研修を受講した本研究所職員からは関係規則を理解しこれを遵守する旨の誓約書を提出させる。

3. 公的研究費の適切な運営・管理

(1) 職務権限及び関係規則の明確化

公的研究費に関わる事務処理については、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、理解の共有を図るとともに、関係規則と業務実態が乖離していないか把握し、適切な公的研究費の運営・管理を行う。

(2) 取引業者に求める誓約書

本研究所と取引を行うものに対して、本研究所関係規則等を遵守し、いかなる不正や不適切な契約も行わないこと、および本研究所が実施する監査、調査への協力等を記載した誓約書の提出を要請する。

(3) 検収と物品管理の確実な実施

本研究所に納入されるすべての物品等は、検収担当係が発注書、納品書と照合し確実に検収を実施して、業者等による納入物品の持ち帰り、反復使用を防止する。ただし、検収担当係による検収が困難な物品（実験動物等）については、各納品場所等の職員を検収担当として指名し、検収を実施する。

また、特殊な役務等については検収担当係又は内容が確認できる発注者以外の職員を検収担当者として指名し、検収を実施する。納入後の物品は本研究所の規則等に従って適切に管理し、特に換金性の高いパソコン等の物品は金額の多寡にかかわらず適切に管理を行う。

なお、上記の検収担当係又は検収担当者の検収確認の無いものは、本研究所への納品等とは認めず、納入業者が適切に検収を受けていない場合には、取引停止等の厳格な措置を講ずる。

(4) 旅費の事実確認

出張者が出張報告を作成するにあたり、用務が研究打ち合わせ等である場合は、相手方と打ち合わせを行った日時等事実が確認できる資料の写しを添付させる。また、学会出席等である場合は、その事実が確認できる資料の写しを添付させ、事実確認を確実に行う。

(5) 謝金の事実確認

業務従事者（非常勤）は、業務開始前に事務担当者から勤務条件および不正使用に関する説明を受け、日々の業務終了後、業務依頼者（研究者）に業務内容及び勤務時間の確認を受けて、1か月分を取りまとめた実施済み報告書を事務担当者に提出し、事務担当者は、提出された実施済み報告書により、その業務内容等の確認を確実に行う。

4. 不正使用対応手続き等の明確化

(1) 不正使用告発窓口の設置

不正使用に関する告発又は相談を受ける窓口を設置し、これに関する情報を一元化するため、本研究所事務局長をその任に充てる。

(2) 不正使用への手続きの明確化

不正使用への対応は、「公益財団法人動物臨床医学研究所 公的研究費等の不正使用の防止等に関する規則（以下、「不正使用対応規則」という。）」に基づき、適正に取り扱う。

なお、不正使用が行われたと認定された場合は、不正使用対応規則に基づき、調査結果を公表するとともに、関係規則に基づき、必要な措置を講ずる。

5. 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画推進室は、常に公的研究費に関わる不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。